

# 兵庫県公報

令和元年9月10日 火曜日 第39号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	3
○ 昭和42年7月11日兵庫県告示第725号（姫路港港湾隣接地域の指定とその関係図面の縦覧）の一部改正（港湾課）	3
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（都市政策課）	4
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	5
○ 景観形成重要建造物等の指定の解除（同）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	5
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	10
○ 同 上（中播磨県民センター）	10
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11
<b>人事委員会公告</b>	
○ 兵庫県職員 経験者採用試験の実施	11

## 告 示

### 兵庫県告示第374号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時  
令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 試験場所  
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号  
兵庫県中央労働センター視聴覚室
- 試験科目  
(1) 砂利の採取に関する法令事項  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項
- 受験手続  
(1) 提出書類  
ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\_000000003.html）に掲載する。または、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局河川整備課、各県民局・県民センター商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの

(2) 受付期間

令和元年10月1日（火）から同月21日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和元年10月21日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和元年11月29日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班  
電話（078）341-7711 内線3584  
（078）362-4159（直通）



兵庫県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西脇市羽安町字森ノ下144の1
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



兵庫県告示第376号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	

育波浦区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和元年8月8日
森区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上
森区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網及び釣はえなわを使用して営む漁業以外の漁業並びに船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同 上
沼島区域	網漁具を定置して営む漁業	同 上
津居山加入区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同 上
津居山加入区	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同 上
竹野加入区	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同 上
竹野加入区	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同 上



**兵庫県告示第377号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
のり養殖業 森加入区	令和元年8月8日
のり養殖業 仮屋加入区	令和元年8月8日



**兵庫県告示第378号**

昭和42年兵庫県告示第725号（姫路港港湾隣接地域の指定とその関係図面の縦覧）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

7 網干地域の部中

「(1) から (6) まで、(7) から (17) まで、(18) から (28) まで及び (29) から (35) までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域並びに (36) から (47) まで及び (48) から (51) までの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域、ただし、(48) から (51) までに囲まれた地域は除く」

を

「(1) から (6) まで、(7) から (17) まで及び (18) から (28) まで ((24) から (27) までの間に (24) の2から (24) の7までを挿入、(25) 及び (26) を廃止) のそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域、(29) から (35) までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域並びに (36) から (47) まで及び (48) から (51) までの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域、ただし、(48) から (51) までに囲まれた地域は除く」

に、

「(18) 姫路市網干区新在家字東雲885番地の1地先標柱

(19) (18) から156度20メートルの地点

(20) (19) から75度346メートルの地点

(21) (20) から97度30分263メートルの地点

(22) (21) から115度30分470メートルの地点

(23) (22) から161度350メートルの地点

(24) (23) から154度192メートルの地点

(25) (24) から259度404メートルの地点

(26) (25) から241度126メートルの地点

(27) (26) から299度15メートルの地点

(28) (27) から240度に引いた線と水際線との交点 」

を

「(18) 姫路市網干区新在家字東雲885番地の1地先標柱

(19) (18) から156度20メートルの地点

(20) (19) から75度346メートルの地点

(21) (20) から97度30分263メートルの地点

(22) (21) から115度30分470メートルの地点

(23) (22) から161度350メートルの地点

(24) (23) から154度192メートルの地点

(24) の2 (24) から259度186メートルの地点

(24) の3 (24) の2から164度171メートルの地点

(24) の4 (24) の3から254度229メートルの地点

(24) の5 (24) の4から164度35メートルの地点

(24) の6 (24) の5から254度60メートルの地点

(24) の7 (24) の6から344度146メートルの地点

(27) (24) の7から299度87メートルの地点

(28) (27) から240度に引いた線と水際線との交点 」

に改める。



#### 兵庫県告示第379号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 景観形成地区の名称及び種別

名称 宍粟市山崎町山崎地区

種別 歴史的景観形成地区

#### 2 景観形成地区に指定する土地の区域

宍粟市山崎町元山崎並びに山崎、上寺、横須、庄能、今宿、山田、鹿沢、門前及び段の各一部

3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課及び宍粟市建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和元年9月10日から同月24日まで



兵庫県告示第380号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 景観形成地区の名称及び種別

名称 宍粟市山崎町山崎地区

種別 歴史的景観形成地区

2 景観形成基準の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課及び宍粟市建設部都市整備課

3 縦覧期間

令和元年9月10日から同月24日まで



兵庫県告示第381号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第4項の規定により、次の景観形成重要建造物等の指定を解除した。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

景観形成重要建造物等の名称	所在地	指定年月日	解除年月日
関西学院大学時計台及びランバス記念礼拝堂	西宮市上ヶ原一番町1番155号	平成19年3月30日	令和元年8月14日



兵庫県告示第382号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社レミントンホテルズ

代表者の氏名 山田靖彦

- 住所 明石市本町2丁目6-10
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 明石市鍛冶屋町ビジネスホテル  
 所在地 明石市鍛冶屋町1番32
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 令和元年9月10日から同月24日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 令和元年9月10日から同月24日まで  
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第383号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
 中播都市計画道路  
 3.4.22号大日線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
 姫路市神和町、市川橋通二丁目
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
 令和元年9月10日から同月24日まで
- 4 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) スーパーマルハチ新伊丹店  
 所在地 伊丹市平松七丁目84ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社マルハチ  
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地

- 代表者の氏名 栗花正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社マルハチ  
住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地  
代表者の氏名 栗花正雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年4月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,496平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
51台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
99台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
135平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和元年8月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月10日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和2年1月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アスパ高砂ショッピングセンター  
 所在地 高砂市緑丘二丁目1番40号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |               |         |
|------------|---------------|---------|
| 名称         | 住所            | 代表者の氏名  |
| 高砂商業振興株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 都 倉 達 殊 |
| 高砂北部開発株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 川 野 範 和 |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|            |               |         |
|------------|---------------|---------|
| 名称         | 住所            | 代表者の氏名  |
| 高砂商業振興株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 都 倉 達 殊 |
| 高砂北部開発株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 田 村 光   |
    - イ 変更後
 

|            |               |         |
|------------|---------------|---------|
| 名称         | 住所            | 代表者の氏名  |
| 高砂商業振興株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 都 倉 達 殊 |
| 高砂北部開発株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 川 野 範 和 |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| イオンリテール株式会社    | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社未来屋書店      | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地   | 羽 牟 秀 幸 |
| メガネの田中チェーン株式会社 | 広島市中区袋町1番23-102号 | 田 中 登志子 |

 外31者
    - イ 変更後
 

|                |                  |           |
|----------------|------------------|-----------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名    |
| イオンリテール株式会社    | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  | 井 出 武 美   |
| 株式会社未来屋書店      | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地   | 松 田 裕 史   |
| メガネの田中チェーン株式会社 | 広島市中区袋町1番23-102号 | デイミアン ホール |

 外25者
- 4 変更年月日  
令和元年6月30日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年8月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年1月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。



なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス加東店  
 所在地 加東市上中三丁目31番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |                  |        |
|------------|------------------|--------|
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多田高志   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 (仮称)ダイレックス加東店
    - イ 変更後  
 ダイレックス加東店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|            |                  |        |
|------------|------------------|--------|
| ア 変更前      |                  |        |
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 貞方宏司   |
| イ 変更後      |                  |        |
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多田高志   |
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|            |                  |        |
|------------|------------------|--------|
| ア 変更前      |                  |        |
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 貞方宏司   |
| イ 変更後      |                  |        |
| 名称         | 住所               | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多田高志   |
- 4 変更年月日  
令和元年5月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年8月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年1月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡四丁目50番、70番、78番、79番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町粟津793番地の11  
ふたばハウジング株式会社 代表取締役 衣笠昭平
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年5月8日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（1稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市敷地町字ナカラ1504番1の一部  
同 市中島町字池ノ沢438番1、438番5、439番1、447番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市上本町195番地の6  
株式会社兵庫みらいサービス 代表取締役社長 小紫康正
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年11月28日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-18号（30小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年9月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町太田字五反田670番1、670番2、671番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東保517番地の3  
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年8月13日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-1-2号（31太子）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第66号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、既に指定した施設に関し、指定の取消し及び指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員

会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

「

|               |            |
|---------------|------------|
| 西宮渡辺心臓・血管センター | 同 市池田町3-25 |
|---------------|------------|

」

を

「

|                |            |
|----------------|------------|
| 西宮渡辺心臓脳・血管センター | 同 市池田町3-25 |
|----------------|------------|

」

に改め、同表加古川市の項中

「

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 貞光病院              | 同 市神野町石守471-153  |
| 医療法人社団 仙齢会 いなみ野病院 | 同 市平岡町土山字川池423-2 |

」

を

「

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 医療法人社団 仙齢会 いなみ野病院 | 同 市平岡町土山字川池423-2 |
|-------------------|------------------|

」

に改め、同表福崎町の項を削る。



兵庫県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

表宝塚市の項中

「

|                |              |
|----------------|--------------|
| 宝塚市立自然休養村センター  | 宝塚市大原野字南宮2-7 |
| 宝塚市立地域利用施設高松会館 | 宝塚市高松町7番6号   |

」

を

「

|                |            |
|----------------|------------|
| 宝塚市立地域利用施設高松会館 | 宝塚市高松町7番6号 |
|----------------|------------|

」

に改める。

人事委員会公告

兵庫県職員 経験者採用試験の実施

兵庫県職員 経験者採用試験を次のとおり実施する。

令和元年9月10日

兵庫県人事委員会

## 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種         | 採用予定人員 | 受験資格                                                     |
|--------------|--------|----------------------------------------------------------|
| (1) 一般事務職 A  | 20名程度  | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (2) 一般事務職 B  | 15名程度  | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (3) 警察事務職 A  | 2名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (4) 警察事務職 B  | 3名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (5) 教育事務職 A  | 2名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (6) 教育事務職 B  | 2名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (7) 農学職 A    | 2名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (8) 林学職 A    | 1名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (9) 総合土木職 A  | 3名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (10) 総合土木職 B | 3名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (11) 建築職 A   | 2名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (12) 建築職 B   | 1名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (13) 機械職 A   | 1名程度   | 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (14) 機械職 B   | 1名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |
| (15) 電気職 B   | 2名程度   | 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>(令和2年4月1日現在で25歳から29歳までの者)  |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者（農学職A、林学職A、機械職A、機械職B及び電気職Bは除く。）
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

| 区分   | 試験日                                                                              | 試験会場                           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 筆記試験 | 令和元年10月13日(日)                                                                    | 兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>立教大学池袋キャンパス |
| 面接試験 | 令和元年11月23日(土)、同月24日(日)、<br>同月30日(土)、同年12月1日(日)、同<br>月7日(土)及び同月8日(日)のうち<br>指定する1日 | 神戸市内                           |

## 3 試験の方法

## (1) 筆記試験

ア 一般事務職A、警察事務職A、教育事務職A、農学職A、林学職A、総合土木職A、建築職A及び機械職A

## (7) 職務経歴書

民間企業等での実績を中心に、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

## (4) 論文試験

一般事務職A、警察事務職A及び教育事務職Aについては、一般的な課題により、大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

農学職A、林学職A、総合土木職A、建築職A及び機械職Aについては、職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 一般事務職B、警察事務職B、教育事務職B、総合土木職B、建築職B、機械職B、電気職B

## (7) 職務経歴書

民間企業等での職務経験を中心に、県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

## (4) 論文試験

一般事務職B、警察事務職B及び教育事務職Bについては、一般的な課題により、大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

総合土木職B、建築職B、機械職B及び電気職Bについては、職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

## (2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

## ア 口述試験

個別面接①、個別面接②及び集団討論の方法により行う。

## イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

## (1) 筆記試験

令和元年11月12日(火)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載する。

## (2) 面接試験

令和元年12月20日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県ホームページに掲載するとともに、最終合格者に通知する。

## 5 申込手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局及び県民センター並びに東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「経験者請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000072.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000072.html)

## (2) 申込方法

## ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和元年10月8日（火）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000067.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000067.html)

## イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、令和元年10月8日（火）頃に発送する。

## (3) 受付期間

## ア インターネットによる場合

令和元年9月6日（金）午前9時から同月27日（金）午後5時まで（受信有効）

## イ 郵送による場合

令和元年9月6日（金）から同月27日（金）まで（消印有効）

## ウ 持参による場合

令和元年9月6日（金）から同年10月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から令和3年3月31日まで有効とする。

## 7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 5919、5921